

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第7回）議事概要

1 日時：令和6年12月18日（水）11：00～12：00

2 場所：オンライン開催

3 議題

- ・ベンダーにおける取組状況について

4 資料

- ・構成員提出資料1 日本電気株式会社 説明資料
- ・構成員提出資料2 株式会社日立製作所・株式会社日立システムズ 説明資料
- ・構成員提出資料3 富士通 Japan 株式会社 説明資料
- ・構成員提出資料4 株式会社 TKC 説明資料

5 議事概要

○構成員、●事務局

○日本電気株式会社より資料に基づき説明（以下要旨抜粋）

- ・ OA ツールや手書きで納付書を作成している業務は、eL-QR を活用するのか、対応する場合、どのシステムで業務を行うか検討が必要。また個別の業務システムで納付書を発行している業務は、当該システムを改修するか、財務会計システムに機能を集約するかという点は検討が必要。（P3）
- ・ eL-QR の活用拡大を機に、自治体独自様式の納付書の窓口受付を取りやめる金融機関があると聞いている。そういった外部情報も踏まえた上で、自治体全体の収納チャネルの最適化を考えていく必要があるのではないか。（P5）
- ・ eL 番号は納付情報ファイルの振り分けや分割に使用するため、庁内全体の最適化や税の前例などを考慮し、採番ルールを統一することも検討が必要。（P6）
- ・ 納付情報ファイルは納付日・入金日の2種類があるが、税などの業務では滞納の関係で納付日データが重要で、会計業務では入金日データが重要といったように、業務の特性も加味して整理する必要がある。（P6）
- ・ 共通納税機関コードは、納付情報ファイルの塊の単位でもある。その中から eL 番号で抽出が可能かを考慮しておく必要があり、特に税目・料金番号に分担金などの複数業務で使用する可能性があるコードを使用する場合は、案件特定キー・確認番号の設定を慎重に検討する必要がある。（P6）

- ・ 公金納付のデジタル化に関わる資料では記載がないが、税目・料金番号の 200 番台の一部が税等に割り当て済みであることは、システム設計において留意すべき。(P 6)
- ・ 収納チャネルごとに納付書 1 件あたりの上限額が異なるため、対応する収納チャネルの中で最低の上限額に合わせる必要がある。また、eLTAX へのアップロードは 1 回あたりのデータ量に制限があることも運用・設計において考慮すべき。(P 6)
- ・ データを取り扱う担当者を、個人情報保護法上どのような建て付けとするかも整理が必要ではないか。マイナンバーが関係する場合、必要に応じて、個人情報ファイル簿の修正、特定個人情報保護評価といった付随作業もある。(P10)
- ・ 主な懸念事項を記載している。収納チャネルが多く運用が複雑になることから、eLTAX 側でも柔軟な運用を考慮して設計していただきたい。また、システム開発への財政支援に関しては情報提供をお願いしたい。(P12)

○日立グループより資料に基づき説明（以下要旨抜粋）

- ・ 収納業務は自治体によって、また各業務によって、使用しているシステム等の状況が異なる。eL-QR を表示した納付書の発行、eLTAX への納付書情報のアップロード、eLTAX からの納付情報の受信・更新という 3 つの機能がシステム上必要となるが、それぞれの実態に応じて対応が異なる。(P 1)
- ・ 対応例 1 が、納付書の発行・消し込みを統合収納管理システムで実施するケース。当社の統合収納管理システムでは既に eLTAX との連携機能を実装済みのため、このパターンでは既存機能に科目を追加する改修を行うことで対応できる。(P 2)
- ・ 対応例 2 が、納付書の発行・消し込みを財務会計システムで実施するケース。流れは対応例 1 と同じだが、eLTAX との連携を、収納管理システムではなく財務会計システムが担う点が対応例 1 と異なる。財務会計システムには eLTAX との連携機能がないため、前述 3 つの機能を新規開発する必要がある。また、財務会計システムは個別カスタマイズを実施しているケースが非常に多く、カスタマイズ部分に個別対応が必要。(P 3)
- ・ 対応例 3 が、納付書の発行・消し込みを各業務システムで実施するケース。流れはこれまでと同様で、eLTAX との連携を各業務システムにて行う形。システムによっては機能の新規開発が必要。(P 4)
- ・ 当社の各システムとも、基本的には令和 8 年 9 月の運用開始に向けて準備を進めている。なお、パッケージにおいて道路占用料と行政財産使用料は個別のシステムがなく、財務会計システムを利用する想定としている。(P 5)
- ・ これまで説明したとおり自治体により対応のパターンやスケジュールが異なるため、早期のご相談をお願いしたい。特に、システムから出力される帳票（納付書）は修正が発生することになる点に留意いただきたい。(P 6)

○富士通 Japan 株式会社より資料に基づき説明（以下要旨抜粋）

- ・ eL-QR を活用した収納作業の流れとして、パターンを大きく二つに分けて考えている。パターン 1 が、各チャネルの納付情報を各個別システムで取り込んでいくパターン。財務会計システムへは、各システムに納付情報を取り込んだ後に、科目等の情報を連携する。パターン 2 が、各チャネルの納付情報を統合収納という形で全て取りまとめたうえで、財務会計システムや各個別システム側に、科目データと同期を取ったデータを提供するというパターン。（P 2）
- ・ 納付書の様式が追加されることから、大量印刷の納付書と窓口で印刷する納付書の OCR ラインの内容を同一にすること、窓口収納で取り扱う場合の OCR 読み取り設定の調整、eL 番号の規則の整理といった調整が必要。また納付情報ファイルを債権ごとに分割する処理をする部署の調整、分割・連携の方法の検討が必要。（P 3）
- ・ 自治体は標準的なルールのもと納付書レイアウト等の対応をすることとなるが、その際の検討例として、OCR ラインの印字を省略したい、なくしていきたいというような考え方の自治体もいらっしゃる。これについてはいろいろな課題が出てくると考えており、対応を検討中。（P 4）
- ・ 納付書情報の特定に係る部分は重要で、納付区分（税目・料金番号）で科目を特定できない延滞金、使用料などについては、案件特定キー・確認番号に、財務会計システム側との連携の中で資金に色付けをするための情報を盛り込む必要があると考えている。具体的には、年度、所属、科目、自治体によっては地区の管理コードなどがある。これらをしっかり考えなければ、納付情報の連携先が分からなくなってしまうたり、eL 番号が重複してしまう可能性がある。各システムで採番する eL 番号は、自治体の中での共通ルールの検討が必要。（P 5）
- ・ 当社は、各収納チャネルで納められた納付情報を一括で取りまとめた状態で自治体に提供する BPO サービスも取り扱っている。説明資料のプロセスをもとに、委託を受けている自治体における eL-QR の活用への対応を検討している。（P 6）

○株式会社 TKC より資料に基づき説明（以下要旨抜粋）

- ・ 基幹業務システムの標準化、次期 eLTAX の更改といった案件と並行して対応する必要があると認識している。（P 1）
- ・ 当社の収納管理システムは eLTAX との連携機能を実装済みだが、納付情報ファイルの取得元がこれまでの審査システムから共通納税 IFS に変わる点の考慮が必要。この点は当社のシステムで API 連携により取得等をしている自治体もあり、対応検討を進めている。（P 2）
- ・ 財務会計システムを含め一部のシステムは、新規で機能開発をしていく形になる。これらのシステムは、自治体の中でも水道・会計といった eLTAX になじみがない部門の職員が携わるため、しっかりと導入支援を行う必要があると課題感を持って進めている。

る。(P2)

- ・ 当社が自治体に提供しているシステムの中で、公金を取り扱う想定がされるシステムをざっと洗い出したが、非常に広範囲であり、令和7年度中の対応完了を目指すことから、ある程度優先度を決めての対応を検討している。(P3)
- ・ 共通納税機関コードの上限が3つまでであることを踏まえ、システム面でもどのような管理が必要かを検討している。複数のベンダーが関わる自治体も非常に多く、特に運用後の事務を想定した検討が必要。(P5)
- ・ 自治体に対しては、まず庁内の取りまとめ部門、実施する対象とする公金の選定をいただきたいこと、それらの方向性を踏まえて実施スケジュールの設定、システムや運用フロー変更に伴う業務整理等、予算の確保についてなどを案内している。当社はパッケージでサービス提供しているため、予算の確保は令和8年度サービス開始のタイミングに合わせてと案内している。(P6)
- ・ 公金納付のデジタル化は、自治体の意思決定も非常に重要と捉えており、様々なコンテンツを通じて、自治体に情報周知を図っている。(P7)
- ・ 複数システム・複数公金の納付書をeL番号で識別する必要がある。重複があり得るため、各ベンダーと協議をしながら対応を進める必要がある。(P8)
- ・ 本取組は市民住民の利便性の向上等に資する一方で、基幹業務システムの標準化の対応とも並行して行う点が、社内でも非常に大きな課題になっている。令和8年9月までは期間があるようで、既に2年を切っている。引き続き情報提供をお願いしたい。

【意見交換等】

- ベンダーの皆様のお客様、顧客の自治体の方の反応や、ここが課題になりそうだといったご意見などがあれば教えていただきたい。

○収納チャネルに関しては、基幹業務システムの標準化の絡みで再整備をする動きはあるが、どちらかというとそちらが中心で、先に基幹業務システムの標準化に合わせて整理をした上で、公金納付のデジタル化について検討していくというような状況と認識している。

○基幹業務システムの標準化に関わる部分では、各自治体と案件特定キー等々のルールを決めていくところ。ただ、そうでない公金は、財務・会計部門で検討を始めておられるが、今現在では案件特定キー・確認番号の辺りの建て付けと、各システム会社とカスタマイズ含めての費用感などをこれから詰めていくという状況。

○キャッシュレス化を図っていききたいという自治体の関心は高くなっているかなと認識している。その中で、財務会計システムをどう対応するのかという声を非常に多く伺っている。また開始のタイミングについて、令和8年9月から対応が必須かと聞かれることもある。

開始時期は自治体の判断と案内しているが、このように事業の存在は認識されているものの、具体的な対応についての周知がもう少し必要かなと感じているところ。

●行政経営支援室としても、来年度以降に向けた財政的な話だとか、政策の必要な周知は一生懸命やっていきたい。また自治体の現場の生の声があれば伺いたい。

●独自様式帳票の納付書を扱わなくなる金融機関がある旨のお話があり、外部情報も踏まえて検討が必要だというご指摘があったところ、今把握されている中で、他に留意しておくべき外部情報などはあるか。

○独自様式の処理のほか、各収納チャネルの帳票やデータを集約し消込データを作成するBPO サービスに関しても撤退すると言っている金融機関があり、印刷会社など代わりとなる業者を探している自治体があると聞いている。

○また、コンビニ払込票やカク公・マル公の様式審査、読み取りテストに関するリードタイムを意識して、スケジュールを組む必要がある。

(以 上)